

EECにおける資本移動自由化並びに

企業提携とそれに附随する諸問題

清水貞俊

- 一 資本移動の自由化
 - A 制度的側面
 - B 資本移動の現状
 - C 国際投資信託の発達および株式の相互上場
 - D アメリカ資本のEEC進出
 - E 欧州資本市場の変貌
- 二 競争と協定
 - 三 EECの独占禁止法
 - A 概観
 - B 法の適用
 - C 独禁法の問題点
- 四 「欧州会社」の構想

半年にわたったEEC凍結も、問題を一応先へのばしたような形でフランスもEECへ復帰し、再び前進が始まった。超国家主義と国家主義の対立——多数決制と全会一致制の対立——はまだ続いており、その前途はまだ

多難なものと思わせるが、EECの駆動力となっているものは巨大資本であり、その国境を越えたからみあい、企業提携はかなり進んでおり、従がってその面からEECを元へ戻すことは不可能とまで考えられる。本稿ではその資本移動と企業提携を中心として、それに関係のある諸問題の解明をしようとするものである。

一 資本移動の自由化

A 制度的側面

EECの内部で資本の移動は直接投資・間接投資共に盛に行なわれている。

第二次世界大戦後EECの内部で欧州決済同盟（EPU）が一九五〇年に発足し、また貿易自由化コードも同年承認されて、それに貿易外經常取引の自由化も含まれていた。しかし、資本移動の自由化については第一歩をふみ出したのが一九五五年になってからであり、一九五九年にEEC資本移動自由化コードが採択され、これがOEC Dに引きつがれ、現在にいたっている。資本移動自由化コードの中では直接投資、直接投資に係る資産の清算、個人資本の移動、非居住者が所有する資金の使用及び送金、証券の現物移動、証券の売買、クレディット及び貸付金のそれぞれについて自由化の程度を定めている。

他方ローマ条約では第三条および第六七―七三条で資本移動の自由化を規定しているが、それによると共同市場内の資本移動に対する制限は過渡期の間漸進的に撤廃され、過渡期の終了後はEEC内では資本移動は完全に自由化されることになっている。このローマ条約の規定をさらに具体化するため、同条第六九条にしたがって「資本移動に関する第一次命令」が一九六〇年五月理事会により発せられ、さらに六二年十二月資本移動に関する

る第二次命令を採択した。第二次命令は第一次命令を補足、拡張したもので、第一次命令が基本的である。ここで第一次命令について若干説明する。即ち命令では資本移動を四つのカテゴリーに分け、それぞれについて制限の撤廃が述べられている。

第一カテゴリー

直接投資、直接投資の清算、不動産に対する投資、個人的資本の移動（贈与、結婚持参金、相続財産、移民のための送金など）——E E C内でも無条件に自由化

第二カテゴリー

非居住者による上場国内証券の取得及びそれに関する送金、居住者による上場外国証券の取得及びそれに関する送金、上記証券の現物移動——無条件に自由化

第三カテゴリー

外国資本市場における自国企業の証券の発行及び売出し、国内資本市場における外国企業の証券の発行及び売出し、非居住者による非上場国内証券の取得、居住者による非上場外国証券の取得等——条件付自由化（即ち、加盟国の経済政策の目標を実施するために障害となる性質のものである場合には、当該加盟国はこの指令の発効する日に現存している制限を維持し、又は再び設けることができる）

第四カテゴリー

各種証券に対する短期投資、商取引と関係のない貸付及び信用供与（短期のもの）——当分は自由化されない。

以上であるが、第一次命令、第二次命令ともに為替面からの制限の撤廃を定めたもので、まだ各国で多くの行政的な規則措置が残っている。これらの制限を撤廃することが考慮されており、委員会案は発表されている⁽¹⁾。

(1) EEC Commission, *Seventh General Report* pp. 59~60

B 資本移動の現状

〔第1表〕 西ドイツの長期民間対外投資 (単位100万DM)

年度	民間投資							
	民間計	外国証券 小記	証券 配当証券	計 確定利 付	信用 お よび 付	お 貸 事 業 本 資 加	お 資 不 動 産 有	その他
1951	—							
1952	17							
1953	46							
1954	193							
1955	322							
1956	422	21	18	3	15	382	4	—
1957	767	104	66	38	44	604	15	—
1958	1,352	383	196	187	509	413	47	—
1959	2,807	2,033	1,410	623	418	221	133	2
1960	2,614	1,724	1,550	174	461	278	149	2
1961	2,421	1,211	1,073	138	684	334	185	7
1962	2,815	1,599	1,341	258	631	354	198	33
1963	2,329	1,201	742	459	493	445	171	19
1964	3,997	2,618	816	1,802	720	460	184	15

出所 Monthly Report of the Deutsche Bundesbank, June 1965

〔第2表〕 西ドイツの地域別長期民間対外投資 1964年 (単位100万DM)

長期民間対外投資計	3,997
E E C 諸国	1,257
E F T A 諸国	1,068
その他の西欧諸国	371
東欧ブロック	1
非欧州工業国	773
非欧州低開発地域	296
国際機関	231

出所 Monthly Report of the Deutsche Bundesbank, June 1965

すでに見たように資本移動は為替面では直接投資を中心として自由化されており、国内法規上若干制限が残っているが、実際上の資本交流はかなり華々しく行なわれている。E E C内の資本交流は互に錯綜しており、主な輸出国というものはない。流出・流入とも第一位を占め、他をぬきこんでいるのは西ドイツである。(第一表)からも分るように西ドイツでは一九五二年から資本輸出が許可されている。この頃の資本輸出は額においても微々たるものであり、ドイツの商品輸入に必要なものに限られていた。資本輸出はその後徐々に増加して行き、五八年頃から飛躍的に増大する。五八年末、西

欧通貨の交換性が回復され、五九年からE E Cが関税引下げの第一歩を印する頃に一つの山となり、あとはずっと

横ばい状態となっており、民間長期投資の内訳を見ると証券投資が多く、事業

および資本参加はこの表で見ると比較的少ない。そしてこれがアメリカの対外投資と較べて西ドイツの対外投資の特徴であるとされている。しかし証券投資もその大部分は配当証券であり、その殆んどは直接投資と見なすことができる。ただ最近の顕著な変化として確定利付証券投資が急増している点が注目される。これについては後述するが、アメリカの利子平衡税の結果外債発行市場がアメリカから西欧に移り、西ドイツもその一翼をになつていくことの現われと理解される。地域別に見ると対E E C諸国向けが約半額に達している（「第二表」）。そしてその多くは鉄鋼、電機、化学、機械、金融機関に向けられている。

フランスは資本の純輸入国であり、E E C諸国からも資本輸入がその輸出を上回っている。

C 国際投資信託の発達及び株式の相互上場

〔第3表〕 株式相互上場
単位銘柄（62年末現在）

	B	F	I	G	I	L	N	計
ブラッセル	×	2	0	1	2	1		6
パリ	6	×	4	4	0	4		18
フランクフルト	1	4	×	6	0	4		15
アムステルダム	1	1	1	2	0	×		5
計	8	7	5	13	2	9		44

出所 荒木信義「E E Cをめぐる資本移動」
『世界経済評論』Vol. 7, No. 5

資本移動に関する第一次命令で証券取引所上場証券の売買は無条件に自由化されることになっているが、これを制度的に容易にしたのが株式の相互上場である。西独バイエル株がパリの証券市場に上場され、フィリップス株がフランクフルトに上場されたのを始めとして、（「第三表」）のように多くの一、二株がE E C諸国で上場されるようになった。

株式の相互上場と並んで国際的投資信託の発展が注目されている。

元来投資信託は一八七〇年代にイギリスで始まったといわれているが、第一次大戦前後頃までは投資信託なるものは殆んど存在していない。一九三〇年代以降アメリカ及びイギリスで発展し、第二次大戦後広く普及するようになったのである。オープン・エンド・トラストとクローズド・エンド・トラストの二

型あり、大衆の資金をあつめて証券投資の代行をするものであることは周知のことである。この投資信託がヨーロッパでは国際的規模で誕生しており、多くはE E C諸国の投資家の資本をあつめて、E E C内の株式に投資してゐる。

これらの投資信託を個別に見て見よう。まず西ドイツには Europafonds I, Brauerei-fonds, Industria, Transatlanta, Arideka, Atlanticifonds, Allfonds, Adiropa, Tressora, Akkumula, Adiverba, Agefra, Anglo-Dutch, Intervest, Uscafonds などがある。ヘルギー・ルクセンブルグには Eurunion, Patrimonial, Eurinvest, Valeurop, Finance Union, Sogelux-Capital Fund があり、オランダには最近(六五年五月)新国際投資信託 Integras が発足し、主としてE E Cの天然ガス関係産業に投資している。E E C外の国で主としてE E C企業を対象としているものとしてE E Cの天然ガス関係産業に投資している。E E C外の国で主としてE E C企業を対象としているものとしてE E Cの天然ガス関係産業に投資している。E E C外の国で主としてE E C企業を対象としているものとしてE E Cの天然ガス関係産業に投資している。E E C外の国で主としてE E C企業を対象としているものとしてE E Cの天然ガス関係産業に投資している。

〔第4表〕 主要五投信の投資先 (1960年)

1. 業種別		
化学工業		23.3%
冶金		13.5
電気材料		11.7
銀行・保険		9.1
自動車		6.4
Services Public		5.9
石油		4.7
機械		3
建設		2.3
倉庫		1.8
その他		18.3
2. 国別		
ドイツ		24%
フランス		21.4
イタリア		12
オランダ		11.8
イギリス		6.6
ベルギー・ルクセンブルグ		5.9

出所 Pierre Kern: Les Fonds Ouverts de Placement et le Marché Commun, *Revue du Marché Commun* 64.

これらの投資信託を通じてかなりの資金がE E Cへ流入していることになる。

〔第4表〕は *Crédit Industriel et Commercial* の調査したもので五つの主要投資信託(ユーリット、ユ

〔第5表〕 欧州諸国に対するアメリカの直接投資 (100万ドル)

	1950	1957	1960	1961	1962	1963	1964	1950— 57 増 加率%	1957— 64 増 加率%
フ ラ ン ス	217	464	741	860	1,030	1,240	1,437	114	210
西 ド イ ツ	204	581	1,006	1,182	1,476	1,780	2,077	185	257
イ タ リ ー	63	252	384	491	554	668	845	300	235
オ ラ ン ダ	84	191	283	309	376	446	587	124	208
ベルギー・ ルクセンブルグ	69	192	231	262	286	356	452	178	226
E E C (計)	637	1,680	2,644	3,104	3,722	4,490	5,398	164	221
イ ギ リ ス	847	1,974	3,231	3,554	3,824	4,172	4,550	133	130
西ヨーロッパ(計)	1,733	4,151	6,681	7,742	8,930	10,340	12,067	139	190
全 世 界(計)	11,788	25,394	32,778	34,667	37,226	40,686	44,343	116	75

資料：Survey of Current Business, Aug. 1964, Sept 1965 増加率は筆者の計算

ヨーロッパ、オイロパファロール、ユルニオン、オイローパフォンズ・アイン)の株式組入れを一九六〇年について、業種別、国別にあらわしたものである。化学・金属・電気関係へ多く向けられており、国別では西ドイツ、フランスへ多く向けられている。企業別に見れば、ユニレバー、フィリップス、バディッシュ・アニリン、ヘリスト、ファイアット、バイエル、ティッセン、ジーマンス、モンテカチーニ、ラインシュタール、ロイヤル・ダッチ、という順になっている。

D アメリカ資本のEEC進出

(i) EECに進出したアメリカ資本

第二次大戦直後のアメリカ資本の対欧州進出は主として対外援助という形態をとった。即ち、一九四六年の米英金融協定にもとづく三七・五億ドルの対英借款、マーシャル計画にもとづく対欧援助などであった。民間資本輸出は一九五〇年代の中頃から増加し始め、特にEEC成立後はEEC諸国への進出が急激に増加している。民間資本の進出は多く直接投資という形態をとっている。(「第五表」は欧州諸国に対するアメリカの資本進出の推移を示したもので、五〇—五七年の八年間と五七—六四年の八年間の増加率を比較して見

〔第6表〕 西ヨーロッパへのアメリカ企業進出件数国別推移

	1951～57	1958～65
EEC	506	2,290
ベルギー・ルクセンブルグ	43	462
フランス	120	616
西ドイツ	157	489
イタリア	96	432
オランダ	90	291
EFTA	347	704
イギリス	229	313

出所 平尾光司「西欧にみる外資政策の動向と背景」『アナリスト』1965年5月号

ると対EEC向け資本の増加率は一六四%から二二一%へと増加し、EEC成立の影響が明らかに見られる。同じ期間の対英投資増加率は一三三%から一三〇%へ減少し、全世界をとって見ると一一六%から七五%へ減少している。これは五〇年代中頃から低開発地域の停滞傾向が明らかとなり、中南米諸国その他の地域への資本輸出が抑制され、或は引上げられ、EEC向けに転換されたことを物語っている。アメリカのEEC向け直接投資が増えたことを別の面から示したのが〔第六表〕で、企業進出件数はEEC成立後八年間に二、二九〇件に達している。その進出部門は自動車、機械、電気製品、化学工業などを中心に製造業全般にわたっている。

このようなEECに対するアメリカ資本流入の原因は、EECの商品貿易面における排他的性格——共通関税率の実施——によって、対EEC向け輸出の面で不利であることが第一にあげられる。〔第七表〕は代表的な工業製品の対外共通関税率の表であるが平均して約二〇%前後の関税がかげられ、従って欧州の製品よりも二〇%以上安価なものでないと欧州向け商品輸出は困難である。しかるにEEC域内関税の撤廃によって域内市場網は急速に整備されつつあり、放置すればアメリカは欧州市場からしめ出されてしまう恐れがあったのである。

第二に欧州における労務費がアメリカより安いことで、EEC諸国で若干の相違はあるが平均してアメリカの約二分の一といわれている。とするならば多くの困難に立向いながらEEC向け商品輸出の努力をするより、EEC内に企業進出し、低廉な賃金で

〔第7表〕 EEC 対外共通関税率の例

ベニシリン	21%
過燐酸石	6
印刷用イ	18
ニ石	18
靴	19
映画用	16
プラスチック	20
タ	15~23
紙合履硝鉄粗	22
アルミ	7~21
モ	21
ボ	20
炉冷製計掃自	10~24
農業用	14~18
写	10
玩	15~22
	12~16
	14
	13
	14
	14
	19
	29
	20
	18
	21~25

出所 J. Gervais : *La France Face aux Investissements Etrangers*. p. 22—23

生産に従事し、EECの対外関税で逆に保護されて発展する方が得策である。しかも第三にEECの成長率はアメリカのそれよりも高いのである。第四に、欧州諸国は概して第二次大戦後外貨の流入——直接投資も

間接投資も——に対して制限を加えない政策をとって来ている。制限を加えないというよりも寧ろ外貨流入、特にアメリカ資本の流入を促進する政策をとって来たのである。更に制度的にもEEC、或はOECDの資本移動自由化規約があり、OECD加盟国は資本移動を自由化すべき義務を負わされている。ただしこれには留保条件がついており、完全に自由ではないが、西ドイツでは完全自由、フランス、イタリー、ベネルックスでは若干の留保条件がついているが、ほぼ自由化されていると見てよい。

以上のような理由によって、より高い利潤を求めるアメリカ資本はEECへ向って殺到したのである。

(ii) アメリカ資本に対するEECの態度

このようなアメリカ資本の流入に対し、フランスが最も強い反応を示している。まづ、フランスの態度が硬化した一連の直接的動機をあげて見よう。

まづ一九六二年八月三十一日にフランス最大の冷蔵庫メーカーであるゼネラル・モーターズ・フランスがパリ郊外の冷蔵庫工場の従業員三、一〇〇人の中六八五人の一時解雇を突然発表したことに始まる。それから一日後に別のアメリカの会社、レミントンランド・フランスがリヨン近郊の工場を縮小してオランダに集中するため、労働者一、二〇〇名中八〇〇名を四カ月以内に解雇すると発表した。この二つの事件は労働組合を中心としてフランス経済界を硬化させたが、それに油を注いだのがクライスラー社によるシムカののつとり事件である。ドゴールがイギリスのEEC加盟を拒否した四日後に、クライスラー社はシムカ社の買収を発表した。クライスラー社は従来シムカ社の株式の二五%を所有していたが、今回その六三・八%の株を取得し、会社の支配権を完全に獲得したのである。更にその一週間後にマックネイル・リビー食品会社が六五〇万ドルを投じて大規模な缶詰工場を設立するという記事がル・モンド紙に報じられ、また計算機を製造しているマシーン・ブル社が経営難におちいったのを契機にゼネラル・エレクトリック社が経営参加を申入れ、一度は拒否されたが、契約に成功している。このような一連の動きがきっかけになってフランスのアメリカ資本に対する反濺が強くなってきたのである。

六三年五月二十七日にポンピドゥー、仏首相は次のような発言を行なっている。「外国資本に関していえば、フランスはこれに対して敵意をもっていない。逆にフランスは外国によって投資されることを望んでおり、外国資本を優遇してきた。しかしフランスは特定の地方、又は特定の産業分野が外国資本、例えばアメリカ資本によって完全に支配されることは欲していない。何故ならばアメリカの会社は世界的規模で投資政策を樹てるからである。フランス政府はこのような独占を避けるため外資の規制を必要としている」⁽¹⁾

以上フランスが外資に対して警戒的になってきた事例をあげたが、その背後にある経済的理由として奥村茂次

氏は四つ程あげておられる。(2) 即ち、(1) アメリカの投資はその量としてはそれ程大ではないが、それが基幹産業に集中していること、(2) アメリカ資本の巨大さと、それにひきかえてフランス大企業の規模が相対的に小さく、競争上不利をまぬがれないこと、(3) アメリカのビッグ・ビジネスの政策として本社スタッフによる中央集権的管理のもとに海外子会社がおかれ、本社への従属性がよまること、(4) このようなアメリカ資本の政策はフランス政府の資本主義的「誘導的」計画化と両立しないことなどをあげておられる。アメリカ資本が重要産業に集中している例は〔第八表〕、〔第九表〕に見られるであろう。

これらの四つの理由に更に次のような政治的事情もつけ加えることができるであろう。つまりアメリカ資本に対する反撥が強くなってきたのは六二年、六三年頃からである。最初にアメリカ資本に対するフランスの警戒心がでてきたのは一九六二年

八月の事件からであった。丁度半年前ケネディによる

大西洋共同体構想が公けにされ、その一環としてイギリスのEEC加盟交渉が六二年を通して行なわれている。(少なくともフランスはこの加盟交渉をケネディの

〔第8表〕 フランスにおいて外国の支配下に
ある産業の生産が全生産に占める比率 (1963年4月現在)

業	産	外国企業に 生産を占める 比率
1	業* 機械	100%
2	業* ブラック	95
3	業* ゴム	90
4	業* グ	80
5	業* 機械	70
6	業* 通信機器	65
7	業* (販売)	65
8	業* ター	60
9	業* 灯	50
10	業* 機	50
11	業* ヤ	50
12	業* プ	50
13	業* 部品	40
14	業* ジョン	35
15	業* 具	20
16	業* 具	20
17	業* 具	20
18	業* (精製)	20
19	業* 車	15

*印はアメリカが支配的地位を占めている産業
出所 Allán W. Johnstone : *United States
Direct Investment in France.* p. 52

〔第9表〕 フランスにおけるアメリカの大企業の1963年の雇用者数

1	クライスラー (Simca)	20,000
2	インターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ	9,250
3	インターナショナル・ハーベスター	8,000
4	I. B. M.	7,800
5	スタンダード・オイル (Esso Standard)	6,400
6	シンガー	6,200
7	イーストマン・コダック	5,500
8	モビール・オイル	3,500
9	ゼネラル・モーターズ	3,000
10	ウェスチングハウス・エアー・ブレーキ	3,000
11	アメリカン・ラジエーター (Ideal Standard)	2,500
12	H. K. ボーター	2,350
13	オーチス・エレベーター	2,300
14	コーン・プロダクツ	1,800
15	チムケン・ローラー・ベアリング	1,660
16	ノートン	1,650
17	プロクター・アンド・ギャンブル	1,400
18	ミネソタ・マイニング	1,400
19	クレーン	1,100
20	ナショナル・キャッシュ・レジスター	1,050
21	ユナイテッド・シュール・マシーナリー	990
22	チャールス・ブファイツァー	850
23	Weyehaeuser	750
24	ユニオン・カーバイド	700
25	Fruehauf	600

出所 Allan W. Johnston *United States Direct Investment in France*. p.48

ランド・デザインの一環と考えていることは否定できないだろう。イギリスの加盟交渉はアングロ・サクソンのEEC浸透に反対するドゴールの手でほうむりさられたのである。これと全く軌を一にして六二年頃から露骨化して来たアメリカ資本の対EEC浸透はアメリカ資本の代弁者のえがいたグラント・デザインのもう一つの一環としてフランスには映じたであろう。フランスのアメリカ資本に対する規制要求の背後にこのような事情も加える必要がある。

アメリカ資本を規制すべしとするフランスの要求はEEC理事会に提出されたが、当時フランスがイギリスのEEC加盟を拒否したことが原因で理事会は一種の虚脱状態にあり、フランスの提案は冷たくあしらわれたが、一応第三国からのEEC向け投資

白書のようなものを作成することになった。当時西ドイツ及びイタリーの蔵相は、はっきりアメリカ向きの態度を表明し、外資を規制しようとする如何なる措置も資本移動の自由という精神に反すると述べたのである。

しかし六四年以降になると他の国もフランスの意見に同調するようになってきており、ドイッチェ・バンクの頭取アプス氏の発言は注目に値するであろう。ただし彼は外資流入に対し最も自由な政策をとることを主張していた人物であるからである。即ち、「西ドイツ国内における外国企業が西ドイツ経済に有益な役割を果している点は無視することはできないが、しかしなお、外国企業の西ドイツにおける活動に対しては、十分警戒しなければならぬ。これを等閑視するのは適当でない。ある国が巨額な国際収支赤字を出しているにもかかわらず、引き続き、西ドイツにかなりの額の直接投資をつづけているという事実を検討する必要がある⁽³⁾」。

(1) J. Gervais : *La France Face aux Investissements étrangers*, p. 192.

(2) 奥村茂次「アメリカ資本の対EEC進出」『経済評論』一九六五年二月号

(3) 平尾光司「西欧にみる外資政策の動向と背景」『アナリスト』一九六五年五月号

E 欧州資本市場の変貌

一九五八年の通貨交換性の自由化、OEEC、及びEECの資本取引自由化の一連の措置によって欧州諸国間で外国証券の購入が可能となり、証券取引所では外国証券が上場されて活潑に取引されていることは既に言及した。しかし、それにも拘わらず欧州における外債発行市場はロンドン、スイスを除けば、まだあまり発展していない。EECの資本移動自由化命令によっても外国企業がEEC国内で証券を発行、売出しをするのは条件付自由化となっており、制限を維持することができ、実際西欧諸国では外債市場の発展を阻害している多くの行政的

〔第10表〕 ドイツにおける外債発行 (1964年)

借入会社 借手国	発行額 100万 ^{ドル}	銘柄数	
日本	75.0	2	5,000万ドルは政府, 2,500万ドルは大阪市
フィンランド	47.5	4	2,300万ドルは政府, りは長期貸付機関
欧州石炭鉄鋼 共同体	25.0	1	
欧州投資銀行	20.1	1	
デンマーク	18.8	1	コペンハーゲン市
インター・ア メリカン開発 銀行	15.0	1	
ユーロ・フィ マ	12.5	1	車輛金融のため16のヨー ロッパの国営鉄道が作っ た会社
ノルウェー	10.0	1	オスロー市
計	223.8	12	

出所 高橋弘「変貌する欧州資本市場」『バンキング』208

規則が存在している。

ところで一九六三年七月、ドル防衛対策の一環としてアメリカの居住者が外国証券を購入する場合に利子平衡税 (interest equalization tax) を課すことを提案した。これは直接投資には殆んど影響を与えないが、純然たる証券投資を妨げ、アメリカにおける外債発行を事実上不可能とするに到った。これに代るものとして西欧資本市場

が再び脚光をあびてきつつある。主要な市場はロンドン市場であるが、西ドイツでも最近外債の発行が急増している。「第一〇表」は西ドイツにおける外債発行を示すものである。

このような西欧資本市場の動きにもかかわらず、西欧の資本調達には各国内市場の狭隘さからくる限界がある。これに対処するため、これまで複数通貨条項付債券、第三国通貨建債券、欧州計算単位建債券の発行などが行なわれてきた。ドイツ銀行頭取のヘルマン・アプス (Hermann J. Abs) は六四年一月アプス提案なる提案を行なっている。これは国際的な銀行団を組織して外債発行を引受け、それを各国に割当てようという提案である。

西欧資本市場はまだ多くの隘路をもっているが、アメリカに対抗して世界金融の中心を回復しようとする努力がなされている。

二 競争と協定

E E Cは既に見たように一国的規模の市場のかわりに六カ国的規模の単一市場を形成するものであり、その意味では市場の規模は遙かに大きくなったといえる。しかし、これでもって直ちに大市場の実現ということにはならない。市場の大きさ——これはその市場に内在する需要の大きさと見てもよいが——がたとえ今までの六倍に増加したとしても、それに対応する企業の数が同様に六倍になったとすれば、一企業の側から見れば大市場の実現ではない。そこにおける大市場は単なる潜在的な可能性にとどまるのであり、逆に従来までの自己の市場が外国の企業によっておびやかされ、市場規模が縮小する可能性も同時に含まれている。必然的に競争が激化する。競争によって相手の市場を自己の支配下に収めたときに始めて巨大市場による大規模生産の利益を得ることが可能となるのである。

競争を通じての市場の拡張、これをなし得るのは巨大企業である。共同市場が巨大企業の利益をおし進めるために出来たといわれるゆえんはここにある。そして巨大企業を中心として欧州の産業界は再編成されるのである。その再編成がどのようにして行なわれるかを見よう。

六カ国のそれぞれの国の内部に、かなり有利なコストで生産しうる企業と限界的な企業とが存在する。六カ国の内部で経済的国境をとりはらい、商品流通を自由にすることが需要面にどのような効果を生むだろうか。まず

価格が不変である場合には需要の量はかわらない。しかし需要者の平面的拡がり、が広がるため、一企業の商品に対する需要の弾力性は増加する。したがって價格的、あるいは非價格的な競争において少しでも他にまさっている企業の商品は他を圧して伸び、今まで国家的保護のもとに存在し得た限界的産業はもはや存立し得なくなる。このような弱い企業は倒産し、消滅するか、巨大企業の系列下に入り、その特殊部門に専門化し、または吸収合併されてしまいか以外にないのである。

EECの発足以来、ベルギーでもオランダでも中小企業の数は一激減し、またフランスではEECの発足二年足らずの間に約九千の中小企業が姿を消したといわれている。これらの中小企業の多くは破産したか、合併または吸収されたといわれている⁽¹⁾。このような企業の倒産は更に一部大企業にまで波及し、一九六二年には西ドイツの著名な造船所シュリーカーが倒産し、その他ボルグワルト自動車工場、シームレス・ストックキングのオパールにおよんでいる。フランスでは欧州のIBMといわれたマシソン・ブル社の経営行きづまり、イタリアの計算機メーカー、オリベッティ社、化学工業のモンテカチーニの経営困難などがあげられる。

これらの激化した競争に対処するため、各企業ともグループを結成する。そして企業の再編成が各国内の規模で、あるいはまたEECの規模で、更にはEECを越えた国際的規模で、大企業を中心におし進められるのである。そして生産の集中、カルテル、トラスト、コンツェルンの結成がおし進められる。このような企業提携には例えば自動車産業ならば数社の自動車産業協会が提携するような、同一産業間の水平的集中と、鉄鋼メーカー、機械メーカー、販売業者が提携するような垂直的集中といったようにあらゆる形態をとり、また提携の程度も、合同、合併、吸収、販売協定、合併会社の設立、多数株取得による支配権の確立などといった明瞭な形態をとる

もの、あるいは秘密協定、更には話合いによる暗黙の了解、紳士協定、重役同士の昼食会における話合いで結ばれた約束といった具合に種々雑多である。

これら企業提携は後述のEEC独占法に従ってEEC委員会に届け出なければならぬが、六四年三月末までに届け出た件数は三万七〇〇〇件に達している。しかし実際の提携および集中の件数はこの数字を更に上回るものと見られる。それらを一々調べあげることも極めて困難であり、例えしらべあげたとしても、優に千頁を越す大著となるであろう。

以下にそのごく一例をあげるにとどめる。

自動車産業においてはルノーとアルファ・ロメオの販売協定、ダイムラー・ベンツによるアウト・ユニオンの吸収。更にベンツの子会社となったアウト・ユニオンの株式の五〇%のフォルクスワーゲンによる取得によるフォルクスワーゲン・ダイムラー・ベンツ・グループの形成。西ドイツのNSUとシムカ及びフィアットの提携、などがあり、それにアメリカのクライスラーのシムカ乗取り事件などもある。化学工業ではサンゴバンとペンネーの提携、ロース・ブラーンとセルテックスの提携。航空業においてエール・フランス、ルフト・ハンザ、ザベナ、アリタリアによるエア・ユニオンの設立などがある、その他にも電機部門、機械部門、繊維部門、あるいは商業部門においても大きな動きがあり、また中小企業同志の合同もかなり行われている。EECの成立により企業の成立の再編成、集中が大規模に行なわれつつある。

最後に注意しておきたいのは、このような企業間の提携は決して「合意的分業」といったようなのんきなものではなく、まさに喰うか喰われるかといった激しい競争を媒介としているのであり、大市場をめぐる競争は今後

まだ続くであろう。

(1) 大蔵省EEC研究会編『EECの全貌』二一八頁参照

三 EECの独占禁止法

A 概観

EECは各加盟国間の経済的国境を除去して域内貿易の自由化、したがって域内の競争の確保をはかることが一つの重要な内容となっている。他方、今見たようにEEC内において資本の集中、企業者間の何らかの協定の取極めが盛に行なわれている。これらカルテル化の傾向に対してEECは如何に対処しようとしているのだろうか。ローマ条約は第三条において競争が阻害されないことを確保する制度の確立をうたっており、更に第八五条―九〇条、特に八五条・八六条で独占禁止を定めている。即ち、

第八五条

- 1 加盟国間の貿易に影響するおそれがあり、かつ、共同市場内の競争の妨害、制限または歪曲を目的または結果としてもつような、事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決議およびすべての協調的慣行、特に次のものを含むものは、共同市場と両立せず、禁止する。
 - (a) 購入価格、販売価格またはその他の取引条件の直接または間接の設定
 - (b) 生産、販路、技術の発展または投資の制限または管理
 - (c) 市場の配分または供給源の配分
 - (d) 取引の相手方に対し、同種の供給物に関して異なる条件を適用して、その相手方を競争上不利な立場に置くもの
 - (e) 商品の性質上または商慣習上、契約の対象と関連のない商品の抱き合せ供給を相手方が受諾することを契約締結の条件

EECにおける資本移動自由化並びに企業提携とそれに附随する諸問題（清水）

とするもの

- 2 本条の規定に基づき禁止されるすべての協定または決定は当然無効である。
- 3 ただし、1の規定は、次の場合には適用のない旨を宣言することができる。

- 事業者間のあらゆる協定またはそれに準ずるもの
- 事業者団体のあらゆる決議またはそれに準ずるもの
- あらゆる協調的慣行またはこれに準ずるもの

であつて商品の生産もしくは配分の改善または技術的もしくは経済的進歩に役立ち、かつ消費者がそれから生ずる利益に公正に均てんすることを確保するもの（以下略）

第八六条

共同市場内またはその実質的部分において自己の優越的地位を不当に利用するようなもしくは二以上の事業者による行為は、加盟国間の貿易がそれにより影響をうける限度において、共同市場と両立しないものとみなされ、禁止される。（以下略）

第八七条

- 1 本条約の発効後三年以内に、総会と協議の後、かつ、委員会の提案に基づき全会一致により、第八五条および第八六条に定める原則の適用のための適当な規則または命令を定める。（以下略）

以上がE.E.C独禁法の基礎となる。一見カルテルは原則として禁止されるかのようであるが、実はそうでなく、二段がまえの抜け道がこしらえてある。まづ八五条第一項により、貿易に影響するおそれのないもの、共同市場内の競争の妨害、制限、歪曲をもたらさないと判断されるカルテルはこの項目に該当しない。次に八五条一項に該当するものであつても、同条第三項により、そのカルテルが合理化に役立つようなものであれば、禁止の適用を受けないのである。

条約第八七条にもとづき、第八五条・第八六条適用のための規則が六一年十二月理事会で採択され、翌六二年三月に実施された。規定の「三年以内」を一年超過し、難行したことを物語っている。この規則は「ローマ条約第八五条および第八六条の第一次施行規則」(Le premier Reglement d'Application des Articles 85 et 86 du Traite de Rome)、「通常理事会規則第一七号と呼ばれる。

右に述べた二段がまえの抜け道は規則第一七号では第二条の非該当証明と第四条―第八条の適用除外とに具体化されている。即ち第二条は、いわゆるネガティブ・クリアランス条項 (attestation negative——統一的な訳語はないが、ネカティブ・クリアランス、非該当証明、否定証明などといわれている) であり、委員会が、企業から申請があった場合、その協定、決定、慣行が条約第八五条第一項または第八六条によって介入される理由がないことを認めることになっている。このネガティブ・クリアランスが得られない場合は届け出により (既存の協定および新規の協定は届け出ることになっている) 非適用宣言を受けることができる。このようにしてネガティブ・クリアランスも、非適用宣言も得られない協定ははじめて第八五条第一項または第八六条に抵触することになり、「当然無効」となる。

規則第一七号のその他の条項で重要な規定をひろって見る。第二条で上のネガティブ・クリアランスの認定は委員会が行なうが非適用宣言も第九条によると委員会が行なう専属権限をもっている。かくして EEC 独占法の実施にあたっては、理事会でもなく、また加盟国政府や、裁判所でもなく、委員会に大巾の権限が与えられている点が注目すべき点である。それに関連してこの規則は強制力を有すると共に全加盟国において直接に適用される (第二四条)。強制力を有する裏づけとして高額の過料や履行強制金が課されている (第一五条・第一

六条) ことも注目すべき点であろう。

B 法 の 適 用

EECの独禁法は多くの点であいまいな点を蔵している。それらの点は今後委員会の決定、裁判所の判決などにより判例がつくられていくものと思われる。その最初のものにはボッシュ・ケース (the Bosch case) といわれるものである。これは規則第一七号が実施される以前の過渡的な場合の処理の例である。つまりローマ条約が効力を発生すると同時に同条約の第八五条・第八六条は直ちに適用可能な力をもった法となるのかどうか、もしそうとすれば第八五条第一項に該当する既存のカルテルは第2項にしたがって「当然無効」になるかどうかという問題に関するものであった。この問題についてボッシュ・ケースが最初の判例となった。ボッシュは西ドイツの電気製品のメーカーでEEC域内各国に総代理店をおき、それぞれの国内で独占的に販売を行なわせ、外国には再輸出できないような契約を結んでいた。オランダにおける総代理店は Van Rijn であった。ところがオランダの商社 De Geus & Uidenbogerd がドイツの販売店から電気冷蔵庫を輸入してオランダ内で販売し始めた。Bosch と Van Rijn 社は De Geus 社に対し、その行為を停止するよう勧告し、Rijn 社がオランダにおける独占的輸入販売権を所有しているむね通知した。De Geus 社はそのような独占的販売契約はローマ条約第八五条違反であり、当然無効であると主張して譲らず、遂に提訴されたのである。ロッテルダム裁判所の第一審に敗れた De Geus 社はヘーグの控訴院に提訴した。ヘーグ控訴院はローマ条約第一七七条にしたがってEEC裁判所に意見を求めた。これに対するEEC裁判所の判決が六二年四月下されたのである。それによると、ローマ条約第八五条は条約が発効した時から原則として適用しうる。しかし条約八八条および八九条は仮の規定であり、第八五条

の実施を完全に行なうことはできない。したがって条約発効後も第八五条は完全な効力を持たず、禁止されている協定を無効にする力を持たない。したがって第一次施行規則の実施以前においては条約第八八条に다가って加盟国政府が決定を下した場合に無効となり、施行規則発効後は規則第五条に다가って委員会に届出を行ない、委員会が許可しない場合に無効となるというのである。⁽¹⁾

ポッシュ・ケースは規則第一七号が発効するまでの問題であり、今後の判例になるという類のものではない。今後の問題としては規則第一七号の運用が問題となる。ところでこの規則では協定等は既存のものも新規のものも委員会に届け出なければならない。そしてネガティブ・クリアランス、または非適用宣言を受けることになっている。六四年三月末までに届け出を行なった協定は実に三万七千件に達している。⁽²⁾その審議は困難をきわめ、委員会では審議の緊急度にかけて順位をきめると共に届け出が随意となっている協定は、届け出を六六年末まで延期する(規則第一一八号の制定)などを行なっている。これらの届け出の特徴は第一は金属・化学部門が全体の八〇%以上を占め、基軸産業のカルテル化が多いということ、第二は三万件以上がポッシュ・ケースに見られたような代理店契約である点である。

総代理店の排他的販売契約は欧州においてはかなり一般的にゆきわたっており、ポッシュ・ケースは過渡的なケースとして処理されたが、総代理店契約がネガティブ・クリアランスを得られるか否かは多くの人の注目するところであった。これに対する委員会の最初の決定が六四年三月発表され、同様なケースに対する先例をつくったものとして注目されている。

それはフランスのプラスチック製造会社グロフィレ社 (Grosfillex) とスイスのフィリシュトルフ社 (Fillistort)

との間の排他的販売契約である。契約によればグロフィレ社のプラスチック製品はスイスにおいてはフィリシュトルフ社を通じてのみ販売できるというもので、ただしスイス以外に再輸出してはならないという条項も含まれている。この契約が規則第一七号二条のネガティブ・クリアランスをうるため申請が出されていたが、委員会はこれに対し、カルテルおよび独占に関する諮問委員会にはかった後の契約はローマ条約第八五条第一項に違反しないと決したのである。⁽³⁾

ところで総代理店契約が委員会によって違反を宣言され内外の注目をあびた問題がある。それはグルンデッヒ・コンスタン事件である。フランスの輸入商社コンスタン社 (Constat) は西ドイツの電気製品メーカー、グルンデッヒ社 (Grundig) と次のような契約をとりかわした。コンスタン社はフランスにおけるグルンデッヒの総代理店となり、ラジオ、テレビ、テーブコード等の完成品および部品を独占的に輸入販売を行なう。コンスタンは他社の製品は扱わない。グルンデッヒはコンスタンと契約した地域内には直接にも同社の製品を輸出しない。コンスタンも直接・間接を問わず契約地域外に再輸出しない。コンスタンはクルンデッヒの商標 G I N T (Grundig International) をコンスタンの名でフランスで登録する。⁽⁴⁾（したがって他社がグルンデッヒの製品を輸入販売すれば商標違反になる）。

この契約の結果、コンスタン社はフランス国内でグルンデッヒ製品の独占販売が可能となり、一九六二年末において関税その他の税を控除してもドイツよりフランスの方が価格が四四%も高くなった。⁽⁴⁾このためフランス国内では、この契約にもかかわらず、ドイツの商社からグルンデッヒ製品を輸入する業者が増えて来た。中でもユネフ社 (Société U.N.E.F.) は西ドイツの卸売商からの輸入を大々的に行ない始めた。コンスタン社はユネフ

社を代理店契約侵害、商標違反としてセーナ地方裁判所に提訴し、その判定に不服のユネフ社はこの契約はローマ条約八五条により当然無効であるとしてパリ高裁に控訴したところ、パリ高裁はこれをEEC委員会の判断に委ねたのである。

委員会はグルンディッヒ・コンスタン間の契約は独占的地域保護協定であり、完全な市場分割協定であり、ローマ条約第八五条第1項に抵触し、また第3項による適用除外を認めるわけにいかないと決定した。

以上総代理店契約に関する二・三の判例を紹介したが、総代理店制度は欧州ではかなり一般化された商慣行となっており、グルンディッヒ・コンスタン・ケースが一つの先例になるとかなりの混乱が生ずるかも知れない。更に競争排除が同一ブランドの製品同志にまで適用されるのかという問題も残り、また、さきのグロフィレーフ・イリシュトルフ・ケースとの関連もあり、如何なる総代理店が禁止され、如何なるものが認可されるかの規準の明確化が要求されている。

C EECの独禁法の問題点

戦後アメリカの主導のもとに調印された国際貿易憲章（未発効）の第五章、制限的商慣行を定めた第四六条に国際貿易に影響を及ぼす商慣行で競争を制限し、市場への参加を制限し、独占的支配を助長するものを防止することが掲げられ、具体的には取引価格、取引条件の設定、市場分割、販売割当・購入割当、差別待遇、生産割当などを列記している。この国際貿易憲章は国際的規模での独占禁止を考えた最初のものであろうが、遂に日の目を見ずに終わっている。EEC条約第六五条、第六六条でもカルテル、トラストを原則として禁止している。しかし、それがザル法であることは別として、これは石炭と鉄鋼のみに関するものである。国際的規模で全産業部

門にわたって（若干規制外の分野もある）有効な独禁法の制定は恐らくEEC独禁法が始めてであろう。その点で重要な意義をもつ。しかもこの法の適用は直接的であり、かつ違反者には罰金を課すことにより法的強制力も持っている。この点ではまさに超国家的な共同体法ということが出来る。

しかしそれと平行して各加盟国にそれぞれ国内法としての独禁法が存在しており、国によって禁止の度も異なっている。⁽⁵⁾これらの国内独禁法とEEC独禁法との間の関係はどうなるか。EEC域内で二国以上にまたがった協定で域内貿易に影響を与える類のもの、即ちローマ条約八五条第1項に該当するケースは当然EEC独禁法の適用を受け、他のケースはそれぞれの国内法で処理される。しかしそれでも手続上の問題が残ることになる。

次にこのようなカルテル禁止は地域内の問題であって域外に対する輸出カルテルは容認されるものと考えられる。この判断の裏づけとしてはEECS C条約の独占禁止条項が域外輸出カルテルには適用されなかった例がある。これは有名なケースであるが、ブリッセル協定 (Brussels Entente) といわれており、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、西ドイツ、オランダの鉄鋼メーカーが一九五三年に設立したものである。このカルテルの目的は世界鉄鋼市況の安定をはかるものといわれており、最低価格、輸出割当、支払条件などを設定し、統制委員会が個々の加盟業者の違反に対し調査をしていた。このブリッセル協定に対し、EECS C最高機関は一九五三年六月に次のような声明を出した。即ち、ブリッセル協定は、共同市場内の競争をさまたげ、制限し、または歪曲させるものではないというのである。EECの独禁法もEECS Cのそれと類似しているので、この先例にしたがって処理される可能性が高い。

最後にEEC独占法はEEC諸国内では独禁法として一番形のととのっている西ドイツの競争制限禁止法を範

にしたといわれており、したがって独占の原則的禁止主義に立っているといわれている。しかしローマ条約第八
五条第一項では原則としてカルテルを禁止しながら、二段がまえの抜け道をこしらえている。しかも現在までの
届け出を行なった協定の大部分は総代理店契約であった。概してカルテルの実体は秘密協定的なものが多い。し
たがってこれほどの程度カルテルを取締り得るかは疑問である(尤もこれはE E C独禁法のみのもつ問題ではないが)。
更にE E C独禁法ではカルテルは禁止しているとしても、独占の程度のもっと高いトラストやコンツェルンにつ
いての規制が極めて弱く、あいまいである。ローマ条約第八六条がトラスト、コンツェルン等の独占を対象にし
ていると理解される。ここではE E C内で自己の「支配的地位」を「不当に利用」してはならないと規定してい
る。支配的地位が如何なる状態を指すかがあいまいであることは既に多くの論者によって指摘されており、規則
第一七号でも明らかにされていない。Arved Deringer その他のコメンテールによると支配的状态とは「供給、
価格、品質等において優勢な影響力をもち、ある種の市場統制を導入するようなもの」であり「『支配的地位』
とか『優勢な影響力』という方が『独占』というより一層まとを得た表現」であり、「当該企業がその企業だけ
で市場の方向づけをなしうるような地位」と説明している。⁽⁶⁾ まだ西ドイツの競争制限禁止法でも市場支配的事業
者の濫用行為を規制しているが、第二二条で市場支配的事業者には独占的市場支配事業者と寡占的市場支配事業
者があるとなし、前者は「特定の種類の商品若しくは役務に関し、競争者をもたずまたは実質的な競争に直面
していない」ものをいい、後者は「または二以上の事業者の間に、特定の種類の商品もしくは役務に関し、一
般的にまたは特定の市場において事実上の理由から実質的な競争が存在せず、かつこれら事業者が全体として」
独占的市場支配的事業者の要件を充足する事業者をいう(第二二条)と規定されている。⁽⁷⁾ これらから分るよう

市場支配的地位とはトラスト、コンツェルンのように、カルテルよりはもっと結合度の強い、企業の集中、あるいは独占をさすと考えられる。EEC内における独占の強化、企業の集中・提携という場合、こちらの方が問題である筈である。ところがこの市場支配的行為に対しては、その行為そのものは規制せず、自己の支配的地位を「不当に利用する」行為を禁止している。即ちここでは独占の禁止ではなく、その弊害防止という立場に立っている。

かくしてローマ条約第八五条および第八六条は強力な独占規制条項ではないという結論になる。たしかにEECは域内関税の撤廃——その限りでは域内の独占度の低下、競争の激化をもたらすものであり、競争を通じての経済力の強化をねらいとしている。そのような競争の保証を法制面から裏づけようとしたのがローマ条約第八五条・第八六条であるといえる。その意味で同条はEECの関税同盟の盾の半面であるといえないことはない。しかし同時にEECは経済力の強化をねらう巨大資本の要請から生じたものである点も忘れてはならない。それは大市場の実現をはかることであり、それはとりも直さず巨大資本の市場シェアの拡大、すなわち巨大資本を中心とする独占の強化にほかならない。かくして多くのカルテルは「商品の生産もしくは配分の改善または技術的もしくは経済的進歩に役立つ」として承認されるであらうし、トラスト、コンツェルンも同様に認可されるであらう。委員会によって許可されたカルテル、独占はよきカルテル、よき独占として美化されものとなる。ローマ条約第八五条、第八六条は運用如何によっては独占禁止法ではなく独占保護法に転化するのである。

(1) *Bulletin of the EEC*, June 1962 pp. 38~39 参照

(2) *Seventh General Report*, p. 66

(3) *Seventh General Report*, p. 70

(4) 伊従寛・矢部丈太郎「代理店契約とEEC独禁法」『アナリスト』一九六五・九参照

(5) 独占禁止法は原理的に大きく分けて独占の原則的禁止主義と独占の弊害防止主義とに分けられる。独禁法の元祖といわれるアメリカのシャーマン法、クレイトン法などは独占を禁止する立場に立っている。西ドイツでは戦前は独禁法が存在しなかったが、戦後アメリカの影響を強く受けた独禁法 (*Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen*) が制定され、原則的禁止主義をとっている。フランスでは一九四五年の価格規制法が五三年に改正され、独占禁止がこの中に含まれているが、これも原則的禁止主義をとっている。ただ運用面では西ドイツより緩やかである。これに対してオランダおよびベルギーの独禁法は独占そのものを禁止するというより、その弊害を除去しようとする主義に立っている。

(6) *Arved Deringer, Les Règles de la Concurrence au sein de la C. E. E., Revue du Marché Commun* 63, Novembre 1963, p. 442

(7) 菊地元一「西ドイツにおける市場支配的事業者の濫用規制」『公正取引』一九六四年七月号一八頁参照

四 「欧州会社」の構想

EECの中で企業と企業の競争を通じて協定や合併が進行し、資本の集中、企業の大規模化が進行しつつあり、これに対する独占禁止条項も企業の合併については何ら有効な規制をしていないこと既に見たとおりである。むしろEECの目的はよく引あいに出されるスパーク報告にもある通り、アメリカ合衆国に匹敵するような巨大企業の育成にある。したがって欧州の規模の企業の形成をEECは望んでいるといえる。

実際EEC内で国境を越えた二企業の合併、また国境を越えた数企業による合併会社の設立などが行なわれている。後者の例を若干あげてみよう。ベルギー、ルクセンブルグ、フランス、イタリアの企業が協力して *Société*

Sidérurgie Maritime (Sidemar) を設立し、原子力分野には Société d'Énergie Nucléaire Franco-Belge des Ardennes (S.E.N.A.)^{ノルマンディー}、更に Ateliers de Constructions Electrique de Charleroi, la Fabrique Nationale d'Armes de guerre (以上二社はベルギー)^{ノルマンディー} Thomson Houston (フランス)^{ノルマンディー} Telefunken (ドイツ)^{ノルマンディー} Finmeccanica (イタリア)^{ノルマンディー} Philips (オランダ) によって共同子会社 Société Européenne de Télévidage (SETEL) が設立され、人口衛星打上げの総合計画を実施しており、また NATO のためのホーク・ミサイルを生産している。その他 Eurotransport, Société franco-italienne de développement industriel, Société Européenne de Développement Industriel などがあげられる。

ところでこのような欧州会社はどのような会社法に従っているであろうか。その例として同種類の鉄道資材を最良の条件で供給すべく設立されたユーロファイマ社 (Eurofina) を示すことができる。この会社は一九五五年十月の条約で設立され、資本金五〇〇〇万スイス・フラン、所在地はバーゼルで欧州各国の鉄道会社がその株主である。この会社にはスイスの法律が便宜的に適用されているが、スイスの法律のうちある種の規定は適用除外する諒解がスイス政府との間でとりつけられている。多くの欧州会社はこのようにその本店所在地の法律が補助的に適用されている。Société International de la Moselle, Unichar, Eurochimie 等々も同様な形態で設立された。

このように本店所在地の法を援用するとしても、取引が本店を中心とした地域に限定されていると問題はないが、支店・子会社が欧州の規模で広がっており、取引も全欧州にわたっていると色々と問題が生ずる。かくして欧州会社の発生は各国の会社法ではなく新たな欧州の会社法の制定を必要とするに到る。

統一的な欧州会社法制定の思想は戦後の欧州統合運動と共に芽ばえており、恐らく欧州会議 Council of Europe における一九四九年の提案、同じく五二年の勧告をもって嚆矢とすべきであろう。⁽¹⁾その他 Sanders 教授、Wur-dinger 教授の研究などがある。

E E C の成立によって欧州会社法制定の必要性が一層強まったのであるが、E E C と時を同じくして成立したユーラトム条約においては共通の会社法の存在しないことから不可避免的に生ずる困難が意識されており、ユーラトム条約第四九条では共同企業創設のための特別の規則の作成について言及している。E E C を設立する条約では人、サービス、資本の自由移動と関連して、このような自由は加盟国の国民が他の加盟国で代理店、支店、子会社を設立することが自由になることを規定し(第五二条)、また会社が(ここでいう会社の定義は第五八条後段になされている)その社員及び第三者の利益を擁護するために加盟国において要求される保証を、必要な程度に、かつ、その保証を平等にするため調整すること(第五四条第三項G)を定め、これらの実施のための一般計画の作成(第五四条第一項)および命令の発布(第五四条第二項)を定めている。また共同市場の運営に必要な範囲内で、加盟国の法令及び行政規則を接近させるための命令の発布(第一〇〇条)も規定されている。以上がローマ条約におけるこの問題に関する重要な規定である。

これらの規定を具体化するため委員会の中で研究が進められていた。元来欧州会社のための統一会社法作成には二つの方法が考えられる。第一は各国が会社法を接近させて会社法を統一する方法、換言すれば、統一的な会社法を作成して各国がそれを自国の会社法として採用する方法である。第二の方法は現存する各国の会社法は一応そのままとし、それと平行的に欧州会社法を別個に作成し、二つの会社法の共存を認めようとする方法である。

それぞれ一長一短がある。第一の方法は例え共同体法の作成とまで行かずに各国内法の接近統一という形をとったとしても各国に法律改正の義務を強いることになり、国家の主権はそれだけ制限されることになる。またこの方法をとった場合は接近は徐々に行なわれねばならぬだろう。E.E.C委員会としては初めの中は第二の方法を考えていたようである。しかし、この方法は多くの産業団体から反撃を喰った。即ち、統一的な欧州会社法を作成しても、まだ各国にそれぞれ別の、国によって異なった会社法が存在し続けておれば、欧州会社法の適用される会社を識別することは不可能であり、数カ国の会社法と、一つの欧州会社法の共存は将来混乱を引き起すであらうし、二つの会社法の選択ということは会社法の強制的性格と矛盾するといふのである。⁽²⁾かくして委員会は第一の方法を採用する方向に転じたようである。

委員会の会社法の調整に関する第一次命令の提案は一九六四年二月二日に理事会に提出されている。（この命令が理事会によって採択されたというニュースは未だ聞いていない）。また委員会は第二次命令案を準備中である。第一次命令は極めて簡単なもので、株式会社、株式合資会社（Kommanditgesellschaft auf Aktien）、有限責任会社（Gesellschaft mit beschränkter Haftung, GmbH）に対して適用され、三つの特殊な問題に限られている。即ち、公告の義務（バランス・シート、損益勘定などの）、契約の有効性（特に善意の第三者の保護について）、会社の無効の三つである。第一次命令案の段階では会社法の調整のほんの第一歩をふみ出したという程度で、また会社法の統一というには程遠いものであり、将来のイメージもここからはわいてこない。ウォルフガング・フィケンツァーはこの案を支持しつつ次のようにいっている。「加盟国の実定法としての会社法の完全な統一は、それが連邦法の形態をとろうと、諸国間の統一的な会社法（複数）という形態をとろうと、それはユートピアである。したがっ

て提案された命令では多数国の会社法を統一することは意図しておらず、単に調和させることを提案しているのである。⁽³⁾と述べている。

このように欧州会社法がもたもたしている中で、アメリカ資本の進出に対抗し、欧州の諸企業の大同団結をはかるという意図もあったのであろう、フランス政府は欧州会社を創設する提案を六五年三月に委員会に提出した。フランスの提案は先に述べた第二の方法に沿ったものであり、この点では委員会が推し進めようとしている方向とは原則的に対立する。フランス法務大臣ジャン・ファイエ氏は次のように説明している。「完全な統一は確かに望ましいものであるが、そこには成功という栄冠に結びつかない永い努力が待っている。成功を期すためには慎重が必要である。この点で少なくとも一定の期間は欧州の計画にもとづく統一的な会社と、国内的会社との共存を提案することは驚ろくにたらないであらう。その管理形態において二つの選択を株式会社と与えるというフランス政府の修正提案を考えて見ないか。」「また現時点での可能性を正しく判断したならば、この提案されている欧州型会社は国家の範囲にとどまるべきであらう。即ち、それぞれドイツ、フランス、ベルギー等の法のもとにおかれ、統一的な法の規定がそれぞれの国内法となり、会社の共通法ともなると了解しあうのである⁽⁴⁾」と。フランスの提案の意図は統一法の制定をスピード・アップすると共に、それを国家権力の範囲内にとどめておこうとする点にあると思われるが、委員会との間の調整、実業界との間の調整にはまだ時間がかかりそうである。

資本の集中提携を中心に EEC 中の動きを見てきたが、ここでも一方においてかなり進んだ統合が見られるが、同時に、域内・域外とも多くの矛盾、対立抗争を見ることができよう。

- (1) Wolfgang Fikentscher, 'The proposed Directive on Company Law, *Common market Law Review*, Dec. 1964, p. 261 参照

・なお、このような提案の初期のものとして岡本善八教授、蓮井良憲教授は一九五〇年六月一六―一八日にパリ控訴院で弁護士会の主催で開かれた「ヨーロッパ商事会社創設のための国際会議」をあげておられる(岡本善八「ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論(1)」『同志社法学』第七五号、蓮井良憲「わゆる、欧州会社、構想について」『企業法研究』第一二四輯)。これは岡本教授の抱っておられる原典のミス・プリントをそのまま採られた誤りである。六月一六―一八日のパリ控訴院で開かれた弁護士会主催の欧州型会社設立のための国際会議は一九六〇年に開催されている。

- (2) Wolfgang Fikentscher, op. cit. p. 261
(3) Wolfgang Fikentscher, op. cit. p. 268
(4) Jean Foyer, *La Proposition Française de Création d'une Société de Type Européen, Revue du Marché Commun*, June 1965, p. 269.

(参照した主要文献)

- Hans O. Lundström, *Capital Movements and Economic Integration*, 1961 Sythoff/Leyden
荒木信義「E.E.C.をめぐる資本移動」『世界経済評論』一九六三年五月号
外務省経済局経済統合課訳『欧州経済共同体の資本移動自由化に関する諸規定』
日本経済調査協議会『E.E.C.における資本移動』
日本長期信用銀行調査部「戦後の国際長期資本移動」『調査月報八三』
Deutsche Bundesbank, *Monthly Report of the Deutsche Bundesbank*, 1965
Pierre Kern, *Les Fonds Ouverts de Placement et le Marché Commun, Revue du marché Commun* 64, Decembre 1963
日本生産性本部『ヨーロッパの投資信託』昭四〇年刊
アメリカ財務省編 日本経済調査協議会訳『欧州資本市場』一九六五年刊
高橋弘「変貌する資本市場」『ハンキング』二〇八

- Gilles Y Bertin, *L'Investissement des Firmes Etrangères en France*, Paris 1963
- Jacques Gervais, *La France face aux Investissements Etrangers*, Paris 1963
- Allan W. Johnstone, *United States Direct Investment in France*, Massachusetts 1965
- 奥村茂次「E.E.C.におけるアメリカ資本」『経済評論』一九六三年十一月号
- 平尾光司「西欧にみる外資政策の動向と背景」『アナリスト』一九六五年五月号
- 奥村茂次「アメリカ資本の対E.E.C.進出」『経済評論』一九六五年十二月号
- Jean-Roger Gil Baer, *Les Articles 85 et 86 du Traité de Rome*, *Revue du Marché Commun* 58, Mai 1963
- E.E.C. Commission, *Seventh General Report*, June 1964
- David Kent Waer, *Common Market Antitrust*, Hague 1964
- La Decision Grindig-Consten, *Revue du Marché Commun* 74, Novembre 1964
- Arved Deringer et outre, *Les Règles de la Concurrence au sein de la C.E.E.* (Analyse et Commentaire des Articles 85 à 94 du Traité) *Revue du Marché Commun* 53-83.
- Robert Kruthof, *The Application of the Common Market Antitrust Provisions to International Restraints of Trade*, *Common Market Law Review*, June 1964
- Henry K. Junckerstorff, *Common Market*, Missouri 1963
- 梅津和郎「E.E.C.の競争政策と産業秩序」『企業法研究』一九六五年九月号
- 伊従寛・矢丈太郎「グルンディッヒ・コンスタン事件」『アナリスト』一九六五年九月号
- 東京銀行「グルンディッヒ・コンスタン事件」『東京銀行月報』一九六五年三月号
- 外務省経済局「E.E.C.の独占禁止政策について」
- 伊従寛「欧州共同市場と国際カルテル」『公正取引』一九五九第八号
- 有賀美智子「E.E.C.競争規則の施行」『公正取引』一九六二第九号
- 菊地元一「西ドイツにおける市場支配的事業者の濫用規則」『公正取引』一九六四、七・八号
- Lucy Willemetz, *Für eine handelsrechtliche Gesellschaft von europäischen Typus*, *Integration*, April 1960
- E.E.C.における資本移動自由化並びに企業提携とそれに附随する諸問題(清水) 五九(七五七)

Congrès International pour la Création d'une Société Commerciale de Type Européen—Compte rendu des Travaux 16-17-18^e Juin 1960, Supplément au No. 27, juillet-août 1960 de la *Revue du Marché Commun*

Wolfgang Fikentscher, The Proposed Directive on Company Law, *Common Market Law Review*, December 1964

Jean Foyer, La Proposition Française de Création d'une société de Type Européenne, *Revue du Marché Commun*, 81, Juin 1965

岡本善八「ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論」(一)(二)(三)、『同志社法学』七五・七六・七九、
蓮井良憲「らわゆる『欧州会社』構想について」、『企業法研究』一二四輯